

その他の論点について

1 JPドメイン名を管理する指定事業者と JPRS との間の指定事業者契約が終了となった場合

1-1. 登録者に対して新たな指定事業者の選定と登録継続の意思を確認するために設けた期間に、登録者から意思表示がなかった場合をどのように扱うか。

現在は、レジストリが指定した指定事業者にその JP ドメイン名の管理を移管することとしているが、ここには次の問題がある。

- a. 通常、指定事業者はそれぞれ登録者との間でサービス契約を締結して JPドメイン名の登録管理に関するサービスを提供している。しかし、登録者から明示的にそのサービスを受けるとい意思表示がないままに移管を行うと、契約関係を成立させることができない。
- b. 登録者からの意思表示がないものは、ほとんどの場合がその後に廃止されており、実際には暗黙の廃止意思表示であることが多い。これらを指定事業者に移管すると、サービス対価を得られないままに廃止の手続のみを負担することとなる。

また、意思確認ができるまでレジストリの管理下に置き続けることについては、次の問題がある。

- c. 登録者に JP ドメイン名の登録継続の意思がないにもかかわらず、それが確認できないがために登録を継続し続けることは、その JP ドメイン名の登録を希望する他のユーザに対する不利益となる。
- d. レジストリは登録者との間で料金収受に関する契約を締結しておらず、レジストリの管理下では受けられるサービスは限定されるが、無料でドメイン名の登録を維持することができることになる。

JP ドメイン名の登録が継続されることの尊重と、登録者に対する公平さの尊重とに、どのように調整をつけるべきか。

2 登録者の意思確認文書の提出なく、指定事業者から JP ドメイン名の廃止届が JPRS に提出された場合

2-1. 属性型・地域型 JPドメイン名と汎用 JPドメイン名において、JPドメイン名の廃止に関する手順が異なっていることが指定事業者・登録者に対して混乱を招いている現状がある。これに対してどう対処するか。

属性型・地域型 JPドメイン名では、廃止は次の2つの手順が存在する。

- a. 登録者の意思確認文書の提出を伴う廃止手順
- b. 登録者の意思確認文書の提出を伴わない廃止手順

汎用 JPドメイン名では、廃止の手順は1つだけ存在する。

- c. 登録者の意思確認は指定事業者が確認していることを前提とした廃止手順

属性型・地域型 JPドメイン名における a.の手順は、指定事業者が登録者の意思確認を行い、さらにレジストリが確認するという二重構造になっている。